

# 日本民謡の概念の変遷 —国文学・民俗学・音楽学を中心に—

城 佳 世

九州女子大学人間科学部人間発達学科人間発達学専攻 北九州市八幡西区自由ヶ丘1-1 (〒807-8586)

(2020年6月4日受付、2020年7月16日受理)

## 要 旨

本研究の目的は、国文学・民俗学・音楽学における日本民謡の概念の変遷を明らかにすることである。日本民謡は、国文学、民俗学、音楽学等、異なる領域によって研究がおこなわれてきたことに起因しさまざまな概念が存在している。また、同じ研究領域であっても、研究者や時期によって見解が異なっている。日本民謡の概念の不一致は人々が生活のなかに娯楽としてとりいれるうえで、何ら差し支えはない。しかし、学校教育では、それら概念を一致させることが重要である。

本研究で明らかになったのは次の3点である。①国文学領域における研究の関心は言葉そのものであること、②民俗学領域では民俗芸能でもちいられるうたを民謡ととらえていないこと、③音楽学領域では、民俗音楽の観点から民謡をとらえていること。

## 1 はじめに

日本民謡の概念については、さまざまな見解が存在する。『邦楽百科事典』では「作者が問題にされず、民衆の生活のなかで多くのひとびとによってうたわれてきた伝承歌謡の総称」(吉川1984:964)とされている。また、『日本民俗大辞典 下』では民謡の項に、「地域に根ざして民衆に歌い継がれてきた歌」とされ「静岡県の『ちゃつきり節』のように作者が明確である新民謡でも創作者が意識されずに口伝えで広まり、郷土の歌として定着した場合は民謡の範疇に入れてよい」(林2000:655)とされている。このように、日本民謡の概念には、「作者が問題にされず」という考え方と、「作者が明確であっても創作者が意識されなければよい」という考え方がある。これ以外にも、民俗芸能に付随するうたを民謡とするのかについても異なる見解があり、日本民謡について一致した概念は現在も存在していない。

ところで、日本民謡の研究は、明治期には主に国文学の領域で、大正期には民俗学の領域で、昭和期には音楽学を中心におこなわれてきた。本論では、国文学領域の研究として、上田敏、志田義秀、前田林外、高野辰之、民俗学の領域では柳田國男、音楽学の領域では、武田忠一郎、小泉文夫、町田嘉章らの研究を中心に、日本民謡の概念の変遷を明らかにする。

## 2 国文学領域における日本民謡の概念

日本における「民謡」に関する初期の研究は、明治期に『帝國文學』<sup>1</sup>を中心に展開された。『帝國文學』における日本民謡研究の代表として、上田敏、志田義秀があげられる。

上田は「樂話」のなかで、民謡について次のように述べている。

民謡と云ふのは語り誰が作ったものでなく、此國に昔から行はれている歌と云ふ意味なのであります。それ故に其民謡と云ふものには單に感情を抒べた歌謠もあるし、或いは昔の神話、即ち神様の話或いは英雄豪傑の冒険談、武勇伝と云ふものを語つたものもある。即ち叙情の民謡と叙事の民謡と二つあるのであります。(上田1906=上田敏全集刊行会1979a:138)

上田の概念には、神話や武勇伝なども含まれている。ただし、実質的な研究は「感情を抒べた歌謠」を中心におこなわれている。上田は「叙情の民謡」について次のように述べている。

文明の普及と共に、山間僻地も自ら都会の俗悪なる謠分子を吸収して、醇朴なる気風の消滅すると共

に古来より歌ひ伝へたる民謡も全然滅亡しさうであるから、今のうち早くこれを蒐めて保存することは、歴史家其他の人の急務である（後略）。（上田敏1904=上田敏全集刊行会1979b：350-351）（筆者による後略）

上田は「叙情の民謡」を「醇朴なる気風の山間僻地にあるうた」と位置づけている。また、地方のうたが消滅の危機にある原因を「都会の俗悪なる謠分子」としている。

次に志田による概念を検討する。志田は「日本民謡概論」において民謡の概念について、次のように述べている。

民謡は一種の抒情詩である。国民の内部生命を最も赤裸々に表白した叙情詩、国民性の天真を最も率直に吐露した抒情詩曲である。勿論技巧詩といへども、国民性と離れては成立しないが、併し技巧詩は、読んで字の如く、藝術家の技巧に依つて行為せられたものであるから、其製作者の特殊の思想に依つて調節せられた節が多い。（志田1906=日本図書センター 1980：182）

志田は、民謡の価値を誰がつくったかわからないところ、人々の心が率直に表現されているところ、にみいだしている。また、民謡を次のように分類している。

○労働に伴うもの

「農事唄」「漁唄」「樵唄」「工事唄」「造作唄」「馬士唄」「茶摘唄」

○舞踏に伴ふもの

「神事唄」「祝事唄」「盆唄」「踊唄」「兒童唄」「童謡」「風土唄」（志田1906c：17）

志田の分類では、民謡は労働もしくは舞踊のいずれかにともなうて発生したものとされ、神事唄やわらべうたも、民謡としてみなされている。

同時期に、はじめて「民謡集」という名前を冠して発刊されたのが、前田林外による『日本民謡全集』及び、『日本民謡全集 続篇』である<sup>2</sup>。同著には、「日本海岸諸国」「海を有せぬ諸国」「太平洋海岸諸国」「四国」「九州」「北海道」「琉球」「台湾」「韓国」に分け、地域ごとの民謡が掲載されている。収録されている民謡は「田植歌」「木樵歌」「馬子歌」「盆踊歌」「さわぎ歌」「祭踊歌」「雑謡」「子守歌」「手鞠歌」などである。「本集の民謡は、大概は各地に散在する雑誌『白百合』の社友、其他数百名の有志諸君及び同人等が、直接に同胞民衆の口より聴きとりて筆記せしものなり。」（前田1906a=真鍋1979:4）との記載があり、口承の民謡を聴き取って収録されたことがわかる。掲載されている民謡の種類は以下の通りである。

一、民謡、俚謡、俗謡等の名称は、古来其の意味に区別なきが如し<sup>3</sup>。されど民謡蒐集に当り、通信上其他便宜の為に、選定者は仮りに左の通り区別し置きしなり。

第一、民謡は楽器を持たず、楽曲に合はさず、むねと咽喉より迸出する声音に高低、緩急、強弱等の曲節をつけて、唱へ歌う方言詩、乃ち地方歌を指して云ふ。

第二、俚謡も亦楽器を持たず、楽曲に合はさず、声に節をつけて歌ふ。されど俚謡は俚謡全体が、其の歌はるゝ或狭き土地に限りて、通用する俚語詠言よりなれる総ナマリの地方歌を云ふ。（前篇一四二、土佐雑謡。本篇一一五、周防雑謡。同頁、陸前雑謡の類。）

第三、俗謡は楽器を伴ひ、楽曲に合はせて、諷唱する俗歌、所謂お師匠様ありて楽器とともに伝授する俗曲、乃ち俗歌を云ふ。（新内、清元、常磐津、長唄、富本、河東、一中、大津絵節等の類。）

これ其の大体なり。而して本集前篇并に続篇に再録せるは第一の民謡第二の俚謡なりとす。第三に至りては、ふるくより多種の刊本もあり。且つその表現、第一民謡第二俚謡は自然的に、第三の俗謡は

技巧的にして、茲に謂うところの方言詩とは頗るその情趣を異にせり。(前田1906b=真鍋1979:85)

「民謡」と冠されたはじめての全集に、楽器をともなつてうたわれるうた、師匠から伝授されるうた、すなわち、当時俗謡とされていたうたは、掲載されていないのである。

次に文部省文芸委員会によって1914(大正3)年に発刊された『俚謡集』を検討する<sup>4</sup>。『俚謡集』に掲載するうたの収集は1905(明治38)年にはじまった。『俚謡集』は、文部省が各府県に「労働に伴ふもの」「盆踊の歌」「児女の遊戯に関するもの」「地方特有の流行歌」「その他一般の流行唄」の収集を依頼したのである<sup>5</sup>。『俚謡集』は、各府県から文部省に報告があつたうたをもとに作成された。各府県別にまとめられており、「田植歌」「白挽歌」「大漁歌」など労働にともなつてうたわれるうたと、「盆踊歌」など、神事や祭りに関連するうたがある。緒言には九項目が示されている。以下、二つを抜粋する。

- 一 本篇は主として歌詞の特色あるものを採り、一般的なるものと猥褻なるものは是を省きたり。
- 一 手毬歌、子守歌等主として児童間に行はるものは、彼此混淆轉訛夥しきのみならず、往々地方の特色を認め難きを以て、一二の他は總べて之を省略したり。(文部省文芸委員会1914:緒言)(筆者による一部省略)

『俚謡集』には、収集されたうたのなかから、一般的なうた、猥褻な歌詞を含むうた、わらべうたが省かれたものが掲載されていたことがわかる。

なお、『俚謡集』はもともと高野辰之が編纂する予定であつた。しかし、高野は『國定小学讀本』の編纂に追われ、実際には編纂に関わることができなかつた<sup>6</sup>。かわりに高野は、『俚謡集』から削除されたうたを集めて『俚謡集拾遺』(高野・大竹1915)を発刊した。これについて、高野は次のように述べている。

けれども此の棄てられるうちには、野趣横溢、真情直路と評すべき偽り飾らぬ聲が多いのである。(中略)多少卑猥な事をうたつてゐても、之を讀む者に失笑させるだけで實感を刺戟しない様なものは必ずしも削らぬといふを方針(高野1928:3)

高野は、文部省が削除したうたを再構成し、『俚謡集拾遺』を刊行したのである。

以上のように、当時の国文学領域において共通した民謡の概念は、「作者が不詳であること」、「人々の心が地方の言葉で率直に表現されたものであること」であつた。また、わらべうたや神事うたも民謡とされていた。

なお、北原白秋、野口雨情、西条八十らによって創作民謡、すなわち新民謡がさかんにつくられるようになったのも明治20年代である<sup>7</sup>。ただし、これら新民謡は、国文学領域では技巧詩として区別されている<sup>8</sup>。

### 3 民俗学領域における日本民謡の概念

民俗学領域における日本民謡の研究は、柳田國男、赤松啓介らによっておこなわれた。

柳田國男は、国文学者がおこなってきた民謡の研究を民俗学の側面から整理しようとした。柳田は『民謡の今と昔』において、民謡を「平民の自ら作り、自ら歌っている歌」(柳田1929:6)と定義している。また、『民謡覚書』(柳田1940)では、民謡を「作者のない歌、搜しても作者の分かるはずのない歌」(柳田1940:3)とした。柳田が作成した分類案の大項目は次の通りである<sup>9</sup>。

- 一 田歌：二 庭歌：三 山歌：四 海歌：五 業歌
- 六 道歌：七 祝歌：八 祭歌：九 遊歌：十 童歌(柳田1940:315-324)

また、柳田は芸妓が三味線でうたうたを流行唄とし、流行唄が民謡を消滅の危機に迫いやつていて、次のように批判している。

流行唄もその根源にさかのぼつて見れば、多くは何れかの地方の民謡であつて、作者と第一次の聴衆の群と、境目のはつきりとせぬのを常とはするが、その運搬の方法が単純な模倣で無かつたばかりに、今では寧ろ村々の歌の、油断のならぬ競争者となつてしまった。／ 流行唄は大抵は一度、柳などの多い市の辻を通つて来て居る。船に積まれて湊に入り、暫くは雁木石垣のあたりをさまようて後に、次第に里を訪ひ野山には分れ散つたのである。三線の樂器には更に新たなる力があつた。(中略) 海を知らぬ村々の娘までが、「琉球と鹿兒島」や「佐渡は四十九里」を説くに至つてより、おのずから民謡の手織縞は、終に用も無い縞帳の中にばかり、以前の姿を保存することとなつたのである。(柳田1940: 50-51)

柳田は、たとえそのルーツが地方の民謡であつたとしても、流行うたを民謡として認めなかつたのである。また、赤松啓介(1955)は、次のように述べている。

民謡は、もともと作業に従属して生まれたものである。即ち、作業唄であるべきが本性なので、三味線に合せ、芸妓の踊りにつれてうたわれるべきものではない。酒宴の席や舞踊に伴つて現れるもの、または行進曲というべき祝儀唄・神事唄などもあるが、これらは民謡の本格とすべきものではなかつた。(赤松1955=赤松1994:26)

赤松も、流行うたを民謡とは認めていない。

柳田の民謡の概念、及び民謡論はさまざまな文献でもちいられている。柳田の説に異をとらえた論考もみられる。小川学は柳田(1929)について次のように述べている。

私が前掲の柳田説に不満があるとすれば、「自ら作り、自ら歌っている歌」という箇所である。ここを文面通りに取るなら、ある土地の人たちが、自分等で作ったのではない、他所から持ち込まれたものや他の歌の流用は民謡とはいへなくなる。実情を考えるなら、たとえ自ら作ったものでなくとも、それを庶民がその地の共同生活の場で歌えば、立派な民謡といつてよいのではないか。実際には、柳田もそれらを民謡と認めていたことは明らかなのだ。(小川1999: 160)

このように、「自ら作り」という点において、異なる見解はみられるものの、「作者がわからない」ことは、民俗学において共通する日本民謡の概念である。

ところで、民俗学における民謡の位置づけを検討するにあたっては、民俗芸能と民謡との関係にふれておく必要がある。民俗学の父とよばれる柳田國男は、1927(昭和1)年に「民俗藝術の会」を発足し、翌年には季刊誌『民俗藝術』を発刊した。そのジャンルは、「盆踊り」「こけし人形」「花火」「盆栽」「箱庭」「川柳」「民謡」など、さまざまにわたっている(民俗藝術の会1928)。この会は5年ほど続いて消滅し、戦後、折口信夫、本田安次らによって「民俗芸能の会」として復興した。ただし、民俗芸能に民謡研究は引き継がれなかつた。

折口はもともと民謡を労働歌に限定した考え方をもっていた。ここでは、折口の分類を「民間傳承蒐集事項目安」を参考に検討する。「民間傳承蒐集事項目安」は、折口が1922(大正11)年に啓明會に提出した事業計画申請書につけてだされたものである<sup>10</sup>。民謡に関する項目は次のようにあげられている。

## 七 民謡・民間藝術

### 1. 労働歌

○職業によるもの

### 2. 民間藝術(原始的・非都會的・末流的なるもの)

- 浄瑠璃系（叙事脈のもの）
- 謡ひ物系（敘情脈のもの）
- 民謡よりの發達とみるべき地方的端唄・踊り唄（中央に喧傳せらるゝ類を除く）
- チョボクレ、讀ミウリの徒の末と見ゆるもの
- 樂器を伴はざる謡ひもの
- 各宗派説經師（譬へば大谷派、眞宗の使僧のする如き）の節にかゝる箇所
- ノゾキカラクリの曲調の類の日本聲樂史の比較研究の資料たるべきもの（折口1931＝折口博士  
記念古代研究所1955：500-501）

折口は民謡を労働歌に限定している。田楽・猿楽、宗教的舞踊、祭禮に與るもの、盆踊り等は、民間藝術に分類している。また、折口は芸妓がうたう民謡について、「民謡寄りの發達とみるべき地方的端唄・踊り唄」として、民間藝術に分類している。

次に、折口を引き継いだ本田による民俗芸能の分類を検討する。本田の分類は、文化庁が保護対象として指定する無形民俗文化財（民俗芸能）の分類、「神楽」「田楽」「風流」「語り物・祝福芸」「延年・おこない」「渡来芸・舞台芸」「大道芸・その他」の礎である<sup>11</sup>。

#### 一、神楽系統

- (イ) 巫女神楽 (ロ) 出雲系神楽 (ハ) 伊勢系神楽 (ニ) 獅子神楽

#### 二、田楽系統

- (イ) 田楽躍、田舞 (ロ) 田遊び、田植踊 (ハ) 御田植神事

#### 三、風流系統

- (イ) 太鼓踊系 (ロ) 念佛踊系 (ハ) 小歌系 (ニ) つくりもの風流他（中略）

#### 四、語り物・祝福藝

#### 五、渡来藝・舞臺藝

- (イ) 伎楽系獅子舞、舞樂、散樂 (ロ) 能、狂言 (ハ) 人形芝居
- (ニ) 歌舞伎芝居（本田1983：841-842）<sup>12</sup>（筆者による中略）

本田の分類においても、民俗芸能のなかに民謡は含まれていない。したがって、国の無形民俗文化財（民俗芸能）に、民謡は規定されていないことになる。

三隅治雄は本田による分類は不十分であるとして、民俗芸能を次のように分類した。

#### 演劇・舞踊部門

A 第一類 民間伝承としての状況と性格を今日に保持してきた芸能。

- 1 神楽芸 2 田楽芸 3 風流芸 4 門付芸 5 祭人形芸

B 第二類 舞台芸術の様式・技法をまなび、それを民間伝承としての状況の中で特殊に發達させた芸能で、しかも、本流となる舞台芸術が別に現存するもの。

- 1 郷土舞樂 2 郷土能 3 郷土狂言 4 郷土歌舞伎 5 郷土文樂

C 第三類 民間の生活の中に伝承されている芸能だが、民俗的要素がつよいもの

- 1 幸若舞 2 座興舞踊 3 人形地芝居

D 民俗芸能一般

- 1 神楽芸以下人形地芝居による芸能各種目のうち、二種目以上の要素を、ほぼ均等に併存させているもの。たとえば延年、雪祭など

#### 音楽部門

- 1 歌謡 (1) 作業唄（三隅1968-1969＝三隅1972：59-64）

三隅もまた、民謡を演劇・舞踊、すなわち民俗芸能とは切り離し、音楽部門として区別している。山路興造は、民謡と民俗芸能の区別について次のように述べている。

明治後期から大正期にかけて俗謡・民謡・俚謡などの名で呼ばれていた歌の範疇と、今日われわれが民謡という言葉で了解する歌の間には明らかな相違がある。／その一つは神事に伴う歌や、民俗芸能、巷間芸能の中でうたわれる歌謡である。例えば東北地方の鹿踊りや神楽でうたわれる歌や、風流踊りにともなう歌謡を民謡と呼んだら若干奇異に感じるであろう。(山路1978:5)

上記の区別について、山路は「一種の暗黙の了解」(山路1978:5)としている。

民俗学系の研究者の多くの関心は民俗芸能である。民俗芸能と民謡が区別されたことにより、柳田の研究後、民謡研究の多くは、実質的に柳田から音楽学領域に引き継がれたのである<sup>13</sup>。もちろん、民俗学において民謡は価値がないとするものではない<sup>14</sup>。

#### 4 音楽学領域における日本民謡の概念

音楽学領域では、民謡研究にさきがけて五線譜による民謡集の刊行がおこなわれた。

1930(昭和5)年に藤井清水と弘田龍太郎によって、『世界音楽全集第13巻 日本民謡曲集』が発刊された。五線譜による民謡集のはじめである。新民謡を含めた民謡が140曲掲載されている。同著には、山田耕作<sup>15</sup>、小松平五郎らが編作曲した〈箱根八里は(馬子歌)〉〈忍路高島(松前追分)〉、〈秋田おぼこ〉〈木曾節〉などが掲載されている。全曲ピアノ伴奏つきであること、芸妓のうたう民謡が収録されていること、新民謡が掲載されていること、から、従来、国文学領域、民俗学領域でおこなわれてきた民謡の概念とは異なった概念で編纂されている。

1933(昭和8)年と1935(昭和10)年には、広島県高等師範学校附属小学校研究部から『日本童謡民謡曲集』『続日本童謡民謡曲集』が刊行された。日本各地の民謡を五線譜で採譜・収集した民謡集である。童謡篇、民謡篇に分けられており、わらべうた及びこもりうたは童謡に分類されている。また、三味線の伴奏が収録された民謡もある<sup>16</sup>。なお、同著には『東北の民謡』を刊行した武田忠一郎の他、高等師範学校や小学校の教員も採譜に携わっている。

武田忠一郎は、1942(昭和17)年に刊行した『東北の民謡』において、民謡集を作成する目的を次のように述べている。

第一には之を楽譜に整へることによつて何時誰にでも再現演奏の出来る様に、又同時にその儘永久の記録として残して置き度い爲めに、第二には民俗學的立場或は音楽學的方面其他から我國に於ける傳承民謡と世界各國のそれと比較研究出来る様にと更に第三には新しい日本音楽創作者の爲めに重要な素材と主題、そして精神を提供することが出来たらといふ野心からであつた。(武田1942:自序)

武田は「世界各国の民謡との比較」を意識している。同著には「童謡子守唄」「産金の唄と銭吹き唄其他」「南部杜氏酒屋唄」「牛馬畜産の唄」「田植え踊りの唄」「酒盛り唄」「盆踊唄」などが掲載されている。また、「祭り囃子其他」「岩崎鬼劔舞」「多賀神樂」など、楽器による囃子のみの楽曲も掲載されている<sup>17</sup>。

各国における民謡研究を基盤とした研究に、小泉文夫の『日本傳統音楽の研究』があげられる。小泉は、ワルター・ヴィオラ(1950)ら、海外の研究動向をもとに、民俗音楽研究の側面から民謡の概念を次のように定義している。

- (1) 創作者が問題とされない唄であること
- (2) 記録によらず伝承的であること。
- (3) 没个性的で、郷土性を持つ集団による伝承であること。
- (4) 時間的に相当の歴史性をもつこと。(小泉1958:40)

また、小泉は、柳田の民謡の概念に対して「この度は欧米では問題にならなかった『うた』の概念が、逆にあまりに狭いために不便になってしまうという困難がある」としている。柳田の研究を批判したうえで、民俗音楽の観点から民謡を論じたのである<sup>18</sup>。

小泉による民謡の分類は以下の通りである。

(1) 労働

(A) 集団

- (イ) 共同作業のリズムを揃える目的でうたわれる斉唱。普通の仕事唄。
- (ロ) 音頭一同形式。気分転換や労働の苦痛をやわらげる目的。「よいとまけ」など。

(B) 単独

- (イ) リズミカルな単独の労働に伴う唄。麦打唄、白挽唄、子守唄など。
- (ロ) リズミカルでない労働に伴う唄。草刈唄、追分など。

(2) 宗教

(A) 集団

- (イ) 舞踊に関係のある唄。盆踊唄や雨乞唄など。
- (ロ) 宗教的行事や義務に伴う唄。神楽唄の一部や御詠歌にみられるリズム。

(B) 単独

- (イ) 祝詞や祈禱からきたと思われる語り物的な唄。神楽唄の一部。
- (ロ) 宗教起源で、後に祝唄や職業唄になったもの。物吉唄等。

(C) 神楽及び祭礼囃子

(3) 娯楽

(A) 集団

- (イ) 純粋に娯楽が目的でうたわれる唄。酒盛唄、嫁入唄の座敷唄。
- (ロ) 三味線の伴奏をもつもの。マス・コミュニケーションの民謡。

(B) 単独

- (イ) 演劇と結びついた語りもの。人形芝居や三番叟の舞に伴う唄及び楽器。
- (ロ) 労働から離れた単独の娯楽唄。民謡と尺八とユニゾンでうたう追分等。

小泉は、国文学領域及び民俗学領域で民謡と認められなかった (3) 娯楽、民俗 (2) 宗教に属するうたを、民謡として分類している。

次に、町田嘉章・浅野建二による分類を検討する。

〔広義民謡〕

一 郷土民謡

(イ) 自然民謡

- A 俚謡—素朴な農民たちが自作自演の唄
- B 俗謡—都会の専門家たちに技巧化された俚謡
- C 踊唄—雨乞踊・盆踊等、年中行事踊唄

(ロ) 創作民謡

- 広義—一定の地方に限られない
- 狭義—一定の土地を対象として創作

二 わらべ唄

- (イ) 自然わらべ唄—口承によって伝えられたもの
- (ロ) 専門の作詞・作曲家の新作

### 三 流行唄

- (イ) 自然流行唄—普通の歌謡が大衆の支持を得て流行化したもの
- (ロ) 創作流行唄—レコード会社が商品として製作したもの (町田・浅野1960:409)

町田・浅野による分類には、俚謡、俗謡など、国文学者、民俗学者が従来、民謡と分類してきたものに加え、創作民謡、流行唄、わらべ唄までもが含まれている。町田は創作民謡を加えた理由を「音楽家たちが民謡の当然な形と考えている、創作されたもの」(町田・浅野1960:410)としている。民謡は、生活のなかに存在する音楽である。町田の分類からは、一般に流通している概念から離れて、民謡の概念を限定したり、区別したりすることの難しさが読みとれる。

その他、浅野建二(1966)は、民謡の属性として「自然性」「歌謡性」「社会性」「素朴性」「郷土性」をあげ、民謡を「本来、郷土の民衆集団の間に自然に発生し、伝承されていくうちに、その生活感情を素朴に反映した歌謡」(浅野1966:41-43)と定義している。

以上のように、音楽学の領域において、海外の研究動向をもとに、民俗音楽についての考え方が加わったことにより、民謡の概念が広義にとらえられるようになったのである。

## 5 おわりに

本論でとりあげた、国文学、民俗学、音楽学領域における日本民謡の概念の変遷は以下のように整理することができる。

- (1) 国文学領域における日本民謡の共通概念として、①作者不詳であること、②地方の人々の言葉でうたわれていること、があげられる。また、民俗芸能にともなううたわれるうたも日本民謡に包含される。
- (2) 民俗学領域における日本民謡の共通概念として、①作者不詳であること、②地方でうたわれているうたであること、があげられる。神事うたや芸能に付随するうた、すなわち、民俗芸能(踊り等)にともなううたわれるうた、及び芸妓がうたう流行うたは民謡ではない。
- (3) 音楽学領域における日本民謡の共通概念として、①民俗芸能にともなううたわれるうたも民謡であること、があげられる。また、新民謡を日本民謡に含める考え方も存在する。

日本民謡の概念は、研究の積み重ねによって形成されてきた。国文学領域の研究、民俗学領域の研究のうえに、音楽学の研究が加わることによって、広義の考え方が生まれたのである。

本来、民謡は人々の生活のなかからうまれた音楽、つまり、一般大衆の音楽であった。人々が生活のなかで娯楽として民謡をとりいれる際に、概念が異なっても大きな影響はない。

しかし、学校教育で日本民謡をあつかう場合、概念の不一致には問題が生じる。なぜなら、各教科等に共通する概念は共有される必要があるからである。各学校の教育課程は、各学校の目標を実現するために組織される。各学校の目標には、各教科等の教育内容を統合したものが包括的に示される。したがって、各学校の目標を実現するためには、各教科等横断的な視点が不可欠である。学校教育において日本民謡の学習指導は、音楽科のみならず、国語科、社会科、体育科、道徳科、総合的な学習の時間など、さまざまな教科等でおこなわれるからである<sup>19</sup>。今後は学校教育において、日本民謡の概念をどのように位置づけるのかについて、検討を重ねていきたい。

### 引用・参考文献

- 浅野建二(1960)『日本の民謡』岩波新書。  
 赤松啓介(1955)「近世民謡源流考」『書彩9』『書彩』発行所=赤松啓介(1994)『民謡・猥歌の民俗学』明石書店19-46。  
 上田敏(1906)「民謡」『音楽新報2(8)』音楽新報社=上田敏全集刊行会(1979a)『定本上田敏全集第九巻』教育出版センター137-146。

- 上田敏 (1904) 「樂話」『帝國文學10 (1)』帝国文学会「樂話」=上田敏全集刊行会 (1979b) 『定本上田敏全集第四卷』教育出版センター 137-146.
- 小川学夫 (1999) 「5 民謡」『講座日本の民俗学 8芸術と娯楽の民俗』雄山閣160-180.
- 愛媛県 (1962) 『愛媛民謡集』愛媛県.
- 大島暁雄 (2007) 「民俗文化財保護の基本理念について-特に、昭和50年文化財保護法改正を巡って」『民俗文化財保護行政の現場から』岩田書院8-19.
- 折口信夫 (1931) 「民間傳承蒐集事項目安」『民俗學3 (1)』民俗學會=折口博士記念古代研究所 (1955) 『折口信夫全集15』中央公論社486-503.
- 大和田建樹 (1898) 『日本歌謡類聚 下巻』博文館.
- 吉川英史 (1984) 『邦楽百科辞典』音楽之友社964.
- 小泉文夫 (1958) 『日本傳統音楽の研究』音楽之友社.
- 小島美子 (1967) 「読者への手引き-音楽学と日本の民謡・民俗芸能」『日本の民謡と民俗芸能』東洋音楽学会11-44.
- 小松和彦 (1999) 「総説 芸術と娯楽の民俗」『講座日本の民俗学 8芸術と娯楽の民俗』雄山閣3-21.
- 斎藤圭 (2012) 「黎明期の新民謡-「俚謡」と「民謡」をめぐって-」『日本伝統音楽研究9』京都市立芸術大学日本伝統音楽研究センター 43-55.
- 志田義秀 (1906a) 「日本民謡概論」『帝國文學12 (2)』1-15.
- 志田義秀 (1906b) 「日本民謡概論」『帝國文學12 (5)』13-27.
- 品田悦一 (2001) 『万葉集の発明 国民国家と文化装置としての古典』新曜社.
- 城佳世 (2015) 「日本民謡学習の現状と課題-全国の小中学校教員へのアンケート調査を通して-」『音楽学習研究11』音楽学習学会65-76.
- 高野辰之 (1928) 『日本歌謡集成 巻12』春秋社.
- 高野斑山 (辰之)・大竹繁葉 (1915) 『俚謡集拾遺』六合館.
- 竹内勉 (1987) 「日本民謡」『日本大百科全書18』小学館87-89.
- 武田忠一郎 (1942) 『東北の民謡 第一篇 岩手懸の巻』日本放送出版協會.
- 童謡研究会 (1909) 『諸国童謡大全』春陽堂.
- ヴァルター・ヴィオラ、秋山龍英編 (1983) 「真の民謡」『民謡研究リーディングス』音楽之友社 (原著: Wiora, Walter (1962) *Das Echte Volkslied. Heidelberg: Müller-ThiergartenVerlag.*) .
- 林英男 (2000) 『日本民俗大辞典 下』吉川弘文館655.
- 広島高等師範学校附属小学校音楽研究部 (1933) 『日本童謡民謡曲集』目黒書店.
- 広島高等師範学校附属小学校音楽研究部 (1934) 『続日本童謡民謡曲集』目黒書店.
- 藤井清水・弘田龍太郎 (1930) 『世界音楽全集第13 日本民謡曲集』春秋社.
- 本田安次 (1983) 『民俗藝能の研究』明治書院.
- 前田林外 (1906) 『日本民謡全集』本郷書院=真鍋昌弘 (1979) 「日本民謡全集」『日本庶民生活史料集成 第二十四巻 民謡・童謡』三一書房3-84.
- 前田林外 (1906) 『日本民謡全集 続篇』本郷書院=真鍋昌弘 (1979) 「日本民謡全集」『日本庶民生活史料集成 第二十四巻 民謡・童謡』三一書房85-149.
- 町田嘉章 (1956) 「民謡を採譜する技術」『教育音楽11 (9)』音楽之友社34.
- 三隅治雄 (1968-1969) 「民俗芸能の種類」『桜菊174-179』桜菊会=三隅治雄 (1972) 『日本民謡概論』東京堂出版55-72.
- 文部省文芸委員会編 (1914) 『俚謡集』国定教科書協同販売所.
- 町田嘉章・浅野建二 (1960) 『日本民謡集』岩波書店.
- 柳田國男 (1929) 『民謡の今と昔』地平社書房.
- 柳田國男 (1940) 『民謡覚書』創元社.

- <sup>1</sup> 東京帝国大学文科大学の教官、卒業生、在校生で結成された「帝国文学会」の機関誌。1895（明治28）年1月～1917（大正6）年2月、1917（大正7）年10月～1920（大正20）年1月に計296冊が発行された。
- <sup>2</sup> 1898（明治31）年に刊行された大和田建樹による『日本歌謡類聚』及び、1909（明治42）年に童謡研究会（橋本繁編）によって刊行された『諸国童謡大全』にも民謡は掲載されているが、いずれも一部に民謡が掲載された歌謡集または童謡集であることから、本論文では割愛した。
- <sup>3</sup> この時期は民謡、俚謡、俗謡などの解釈は定まっていない。品田（2001）、斎藤（2012）参照。
- <sup>4</sup> 高野（1928）参照。
- <sup>5</sup> 愛媛県への通達及び蒐集の経緯は『愛媛民謡集』（愛媛県1962）に記されている。文部省普通学務局長が県学務係あてに通達したのは明治38年11月10日である。なお、収集の多くは尋常小学校の教員が担っていた。
- <sup>6</sup> 高野辰之（1928）は、長連恒を中心に編纂されたと述べている。
- <sup>7</sup> 新民謡について日本大百科全書（1987）に次のように記載されている。「宮城県出身の後藤桃水らが1922年に大日本民謡研究会を組織したり、北原白秋、野口雨情、中山晋平、藤井清水（1889-1944）らの詩人・音楽家が新民謡運動を興したりして、いつしか民謡は従来の俚謡・俗謡以外にも、芸人の手で洗練された地方歌、俚謡の形式と気分を生かした創作歌謡までを含む広い概念のものになった。
- <sup>8</sup> 志田（1906）参照。
- <sup>9</sup> ここにとりあげたのは大項目のみである。柳田（1940:315-324）には、さらに小項目が示されている。
- <sup>10</sup> 啓明會は1918（大正7）年に設立された学術研究調査、著作などの助成をおこなっていた団体だとされている。詳細は小池（1991）を参考にすることができる。
- <sup>11</sup> 大島（2007）参照。
- <sup>12</sup> 本田安次（1983）の分類は、1952（昭和27）年に刊行された「郷土舞踊略史」『日本舞踊総覧』を再構成したものである。
- <sup>13</sup> 赤松らが例外的におこなったのみとされている。小松（1999）参照。
- <sup>14</sup> 文化庁は1979（昭和54）年度から1989（平成元）年度まで国庫補助事業として民謡緊急調査をおこなっている。消失や変容の危機に瀕する各地の民謡の実態を調査した。
- <sup>15</sup> 山田耕作は1930（昭和5）年に山田耕筰に改名した。同著の表記は耕作である。
- <sup>16</sup> 例えばp. 202の「麦や節」は唄と三絃の五線譜が大譜表で掲載されている。
- <sup>17</sup> 日本放送協會（1944）による『日本民謡大観』の項目は、武田（1942）を踏襲している。
- <sup>18</sup> 小島（1967）は、民俗音楽についてヨーロッパなどの場合では民謡と民俗舞踊の音楽、日本の場合には民謡と民俗芸能の音楽としている。
- <sup>19</sup> 城（2015）参照。

---

## **Study on the Concept of Japanese Folk Songs — in Literature, Folklore Studies, and Musicology —**

Kayo JO

Department of Education and Psychology, Faculty of Humanities, Kyushu Women's University

1-1, Jiyugaoka, Yahatanishi-ku, Kitakyushu-shi 807-8586, japan

### Abstract

The purpose of this research is to clarify the conceptual difference of the Japanese folk song in national literature, folklore and musicology. There are various concepts of the Japanese folk song due to the fact that research has been conducted independently in each of the above fields. In addition, concepts differ within each discipline depending on when and by whom the research was conducted. Disagreement in concept may not be a problem for people incorporating Japanese folk songs into their lives as entertainment. However, for the purpose of education, it is important to reconcile these concepts.

Our research revealed the following three points. 1. Research in the field of Literature concerns the words themselves. 2. Research in the field of Folklore Studies does not consider songs used in folk entertainment as folk songs. 3. Research in the field of Musicology regards folk songs from the perspective of folklore.